

## 理科設備整備に関するよくある質問 (Q & A)

### 【交付申請について】

(～ 内定前 ～)

- Q 1 事業計画額に上限（下限）はありますか？
- Q 2 前年度の事業計画調査で計画見込を報告していなかった補助事業者も当該年度に国庫補助金を申請できますか？
- Q 3 初めて本補助金を申請する学校の場合、前年度末整備済額はどのように整理すべきですか？
- Q 4 交付要綱改訂（基準金額の変更）により前年度末整備済額が基準金額を超えてしまいましたが、申請はできないということですか？

(～ 内定後 ～)

- Q 5 内定前と内定後（正式な交付申請時）で区分ごとの計画額の見直しはできますか？

### 【補助対象について】

- Q 6 最重点設備（高校は重点設備）しか買えないのですか？（最重点（重点）以外の設備や古い設備を取り替えることはできますか？）
- Q 7 例示品名に挙がっている設備しか買えないのですか？
- Q 8 既存の理科設備の修理費用やメンテナンスに係る費用は補助対象となりますか？
- Q 9 設備の取得に伴い設置や搬入にかかる費用は補助対象となりますか？
- Q 10 授業で用いるためのコンピュータを整備することはできますか？
- Q 11 いわゆる「少額設備」は補助対象に含まないとのことですが、定価は「少額設備」に該当しない設備が、入札により価格が下がり「少額設備」にあたる価格となった場合、補助対象となりますか？

Q12 「取得価格」に消費税は含まれますか？

Q13 「〇個セット」のように、同じ設備が複数まとまって販売されている場合、そのセットを「1組」とみなすことはできますか？

Q14 設備と一緒に使用する消耗品もセットの構成品目としてみなすことができますか？

#### 【補助事業の実施について】

Q15 交付決定を受ける前に設備を購入することはできますか？

Q16 この補助金による設備整備は、補助金の交付を受けた年度中に完了させる必要があるのですか？

Q17 補助事業の完了の日とはいつのことを指すのですか？

Q18 顕微鏡を買いだいたいと思うのですが、今ある顕微鏡は廃棄しないといけませんか？

Q19 域内の全ての学校について設備整備の申請をしなければいけないのですか。一部の学校に集中的に設備整備することは可能ですか？

Q20 理科設備のみ交付決定を受けていますが、計画変更により算数・数学の設備を整備することはできますか？

#### 【台帳の記載について】

Q21 理科教育等設備台帳には本補助金で整備したもののみを記載すればよいのですか？

Q22 学校の統廃合に伴う設備の移管があった際はどのように記載すればよいのですか？

Q23 交付要綱の改訂により削除された品目の設備はどのように整理すればよいのですか？

<都道府県（市区町村・学校法人分取りまとめ）事務担当者向け>  
【実績報告、額の確定について】

Q24 実績報告から精算までの流れはどのようになりますか？

Q25 実績報告の際に提出する“根拠書類”は何を指しますか？

【交付申請について】

(～ 内定前 ～)

Q 1 事業実施計画額に上限（下限）はありますか？

A 1 各補助事業者における事業計画額の明確な上限はありませんが、各学校の事業計画額については、1校当たりの基準金額（要綱別記2-1参照）から前年度末整備済額（Q3参照）を差し引いた金額の範囲内で、精査の上、該当年度に整備する予定の設備に限定して計上してください。その際、少額設備（Q11参照）は計画額に含めないように御留意ください。また、特に高額な設備については、確実に整備する予定のものに限り計上してください。

なお、交付要綱別記2の2. のとおり、原則として各補助事業者に対する国庫補助金の交付額に下限が設けられていますので御留意ください。

Q 2 前年度の事業計画調査で計画見込を提出していなかった補助事業者も当該年度に国庫補助金を申請できますか？

A 2 事業計画調査は、翌年度における国庫補助金の概算要求額を検討する際の参考にするため、調査協力をお願いしているところですが、計画を提出しなかった補助事業者が当該年度に申請できないということではありません。

（例：令和3年度調査時に令和4年度の事業実施計画を提出していなかった補助事業者も令和4年度の国庫補助金の申請は可能です。）

ただし、翌年度の概算要求につなげるための事業計画調査であることから、設備整備の可能性がある補助事業者においては、できるだけ本調査に御協力いただきますようお願いいたします。

Q 3 初めて本補助金を申請する学校の場合、前年度末整備済額はどのように整理すべきですか？

A 3 新規で申請する学校の場合も、保有している理科（算数・数学）設備があれば前年度末時点の整備済額を算出していただく必要があります。最後の申請から5か年（※理科教育等設備台帳の保存期限）以上経過している場合も同様です。ただし、学校が新設された場合（統廃合に伴い少額設備しか移

管していない場合も含む。)は、整備済額なし(0円)としていただいて構いません。

Q 4 交付要綱改訂(基準金額の変更)により前年度末整備済額が基準金額を超えてしまった学校は申請できないということですか？

A 4 基準金額を超えた学校については、国庫補助金の交付申請はできません。古くなり使用できなくなっている設備などを適切に廃棄するなどして整備済額が減額した場合は、国庫補助金の交付申請をすることができます。

なお、整備可能額(1校当たりの基準金額から前年度末整備済額を差し引いた金額)が少額設備の金額を下回っている場合も国庫補助金の交付申請はできませんので御留意ください。

(～ 内定後 ～)

Q 5 内定前と内定後(正式な交付申請時)で区分ごとの計画額の見直しはできますか？

A 5 交付申請をする際に、内定額の範囲内で理科設備と算数・数学設備の配分を変更することは可能です。(注意:交付決定後においては、各区分の補助対象経費の20%を超える流用の場合は計画変更承認が必要となります。)

【補助対象設備について】

Q 6 最重点設備(高校は重点設備)しか買えないのですか？(最重点(重点)以外の設備や古い設備を取り替えることはできますか？)

A 6 交付要綱の小・中学校、特別支援学校(小・中学部)における例示品名のうち、新学習指導要領の趣旨・内容に沿った指導を行う上で、全ての学校が最低限整備すべき設備を最重点設備とし、高等学校、特別支援学校(高等部)における例示品目のうち、優先的に整備を行う設備を重点設備としています。

このため、最重点(重点)設備を中心に整備を進めていただきたいと思いますと考えておりますが、最重点(重点)設備以外の設備を整備することを妨げるものではありません。また、古い設備を廃棄したうえで、新たな設備を整備することも

可能です。ただし、古い設備を廃棄する経費は補助対象外です。

Q 7 例示品名に挙がっている設備しか買えないのですか？

A 7 例示品名には学習指導要領において理科、算数・数学において使用することが想定される設備を記載していますが、ここに記載している設備以外は補助対象外となるわけではありません。ただし、①理科（算数・数学）の単元でのみ活用する設備であり、②要綱上の品目に当てはまる設備であることが要件です。

Q 8 既存の理科設備の修理費用やメンテナンスに係る費用は補助対象となりますか？

A 8 当補助金では修理やメンテナンスにかかる経費は補助対象外です。補助対象となるのは新たに設備を整備するために必要な経費のみです。

Q 9 設備の取得に伴い設置や搬入にかかる費用は補助対象となりますか？

A 9 原則として、設備の取得価格のみが補助対象となります。ただし、設置や搬入の費用が設備の取得価格に含まれており、切り分けることができない場合は対象となります。

（補足：この場合、設備台帳に記載する取得価格は、設置や搬入の費用を含んだ価格を記載することになります。）

Q 10 授業で用いるためのコンピュータを整備することはできますか？

A 10 当補助金では基本的にコンピュータ及びその周辺機器、電子黒板等の整備はできません。（コンピュータや電子黒板等の教育の情報化のための費用については、地方財政措置されておりますので、そちらを御活用ください。）

Q 11 いわゆる「少額設備」は補助対象に含まないとのことですが、定価は「少額設備」に該当しない設備が、入札により価格が下がり「少額設備」にあたる価格となった場合、補助対象となりますか？

A11 次に示す設備（いわゆる「少額設備」）は補助対象に含みません。

校種	取得価格
小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部	1組1万円未満
中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部	1組2万円未満
高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部	1組4万円未満

「取得価格」は定価等ではなく、実際に購入に要した経費となりますので、入札により価格が下がれば、その下がった価格が「取得価格」となります。したがって、入札の結果、取得金額が「少額設備」にあたる価格となった設備は、補助対象にはなりません。

Q12 「取得価格」に消費税は含まれますか？

A12 「取得価格」は、実際に購入に要した経費となりますので、消費税も含めた税込価格となります。

Q13 「〇個セット」のように、同じ設備が複数まとまって販売されている場合、そのセットを「1組」とみなすことはできますか？

A13 個々に使用する設備が、単純に複数まとまってセットとして販売されているような場合は、そのセットを「1組」とみなすのではなく、各設備1個を「1組」とし、取得価格も1個あたりで割った価格としてください。例えば「電子てんびん4個セット」であれば、セット価格を4で割った価格を「1組」の価格としてください。なお、複数の物品がセットであることにより初めて実験・観察の目的が達成されるような場合は、そのセットを「1組」としてください。（例：アクアリウムセット）

Q14 設備と一緒に使用する消耗品もセットの構成品目としてみなすことができますか？

A14 原則として、消耗品は対象としていません。セットとして販売しているとしても、設備本体の価格が判明している場合には、その価格が少額設備の基準額を超えていれば本体のみを対象とすることになります。（例：ガスコンロ

とガスポンベのセットの場合、ガスポンベは消耗品とみなされるため補助対象に含まれません。)

(注意：ここにいう消耗品とは、勘定科目の「消耗品費」にあたるものを指すとは限りません。また、一般的に消耗品に位置付けられるものであっても、明らかに実験・観察の目的を果たすために必要不可欠な構成部品であると説明できる場合にはセットとしてみなされる場合もあります。(例：電気の学習用具として充電や蓄電の原理の実験・観察に活用する電池 など))

#### 【補助事業の実施について】

Q15 交付決定を受ける前に設備を購入することはできますか？

A15 補助対象となるのは、交付決定日以降に購入（契約）した設備です。そのため、交付決定日以前に購入（契約）した設備は補助対象となりませんので御留意ください。(内定を受けていても、交付決定前の契約分は補助対象外です。)

Q16 この補助金による設備整備は、補助金の交付を受けた年度中に完了させる必要があるのですか？

A16 原則として、補助金の交付を受けた年度中に整備を行っていただく必要があります。事故や災害など避けがたい事故により、補助金の交付を受けた年度中の納品ができなかった場合には、財務省（局）の承認を得た上で、各自治体において必要な手続きを行う必要があります。

Q17 補助事業の完了の日とはいつのことを指すのですか？

A17 補助事業の完了の日とは、設備の最終納品日を指します。支払いの完了日ではありませんので御留意ください。この補助事業の完了の日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに実績報告書を提出する必要があります。(該当の期日が営業日外である場合は、その日より前の営業日が期日となりますので御留意ください。)



Q18 顕微鏡を買いだいたいと思うのですが、今ある顕微鏡は廃棄しないといけませんか？

A18 交付要綱に定める基準数量を上回ることもなつたとしても、理科又は算数・数学設備の総額が交付要綱に定める1校当たりの基準金額の範囲内であれば、今ある顕微鏡を廃棄せず、購入することは可能です。なお、新たに顕微鏡を購入することにより当該学校の整備済額が基準金額の範囲を超えてしまう場合には、補助対象になりません。

なお、古くて使用に耐えられないものを廃棄する際には、各学校設置者が定める条例、規則に従った手続きが必要です。（購入価格が50万円以上で、購入から一定年数（※）経過していない設備の廃棄は、財産処分の制限がありますので、文部科学大臣の承認が必要です。）

（※）交付要綱第16条第2項において財産の処分を制限する期間は大臣が別に定めることとしていますが、詳細は『補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件（平成十四年三月二十五日文部科学省告示第五十三号）』に記載しています。

Q19 域内の全ての学校について設備整備の申請をしなければいけないのですか。一部の学校に集中的に設備整備することは可能ですか？

A19 地域や学校の実情により学校ごとの整備額にメリハリをつけることは可能です。ただし、観察・実験活動の充実を図った学習指導要領の着実な実施のために必要な設備については、各学校に整備していただくよう御配慮ください。

Q20 理科設備のみ交付決定を受けていますが、計画変更により算数・数学の設備を整備することはできますか？

A20 交付要綱第8条に定める計画変更承認の手続きを行えば可能です。前述Q15のとおり、本補助金は交付決定以後に購入（契約）した設備を補助対象としていることから、当初申請していなかった区分の設備は計画変更承認後に購入（契約）が可能となりますので御留意ください。

（※）前述Q5にも記載したとおり、上記の場合のほかに、各区分の補助対象経費の20%を超える流用の場合も計画変更承認の手続きが必要となりますので御留意ください。

【台帳の記載について】

Q21 理科教育等設備台帳には本補助金で整備したもののみを記載すればよいですか？

A21 理科教育等設備台帳に記載する理科及び算数・数学設備は、本補助金で整備したものに限らず、各学校で管理する理科及び算数・数学設備について記載します。ただし、少額設備は記載する必要はありません。なお、本補助金の補助を受けて整備した設備は「補助金交付設備」の欄に「○」を記入することとなっています。

Q22 学校の統廃合に伴う設備の移管があった際はどのように記載すればよいですか？

A22 学校の統廃合に伴い設備を移管する場合は、移管元と移管先の双方の台帳において追加（取得）と削除（移管）が必要になります。ただし、廃校する学校の台帳については廃校後には作成されないことから、統廃合後の移管の場合は移管先の学校の台帳において移管した事実がわかるように記載してください。

Q23 交付要綱の改訂により削除された品目の設備はどのように整理すればよいですか？

A23 改訂後も同様の設備を整備する予定がある場合には、改訂後の品目に振り替えて整備額を整理してください。該当設備について今後の整備予定が無い場合は、「その他の設備」として整理してください。

<都道府県（市区町村・学校法人分取りまとめ）事務担当者向け>

【実績報告、額の確定について】

Q24 実績報告から精算までの流れはどのようになりますか？

A24 補助事業者により流れが異なりますので御留意ください。

( 補助事業者：都道府県 の場合 )

Q17 のとおり、事業完了の日から30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに実績報告書を国に提出する必要があります。

国において、提出された実績報告書の内容を精査し、疑義がなければ額の確定を行い、額の確定通知書を都道府県に発出します。

都道府県においては、国から確定通知書を受け取った後、支出決定決議書を作成し、国庫補助金の支出額の確定処理を行う必要がありますので、忘れずに処理を行ってください。

( 補助事業者：市区町村、学校法人 の場合 )

補助事業者である市区町村又は学校法人から事業完了の日から30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに補助事業者から実績報告書が提出された後、都道府県（教育委員会・知事部局）において、実績報告書の内容を精査し、疑義がなければ額の確定を行い、額の確定通知書を補助事業者に発出します。（国から額の確定通知書の発出はありません。）

通知書を発出後、都道府県において支出決定決議書を作成し、国庫補助金の支出額の確定処理を行う必要がありますので、忘れずに処理を行ってください。また、額の確定状況を事業年度の翌年度4月末までに国に報告してください。

( 補助事業者：公立大学法人 の場合 )

事業完了の日から30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに国に実績報告書を提出する必要があります。

国において、提出された実績報告書の内容を精査し、疑義がなければ額の確定を行い、額の確定通知書を発出します。

公立大学法人は、額の確定通知書を受け取った後、国に請求書を提出し、国において支出処理を行います。

（注意：都道府県立学校と同一の事務で取り扱う場合は支出処理を取りまとめの都道府県にて行うこととなりますので御留意ください。）

Q25 実績報告の際に提出する“根拠書類”は何を指しますか？

A25 根拠書類としては以下のものを想定しています。ただし、会計処理の都合で提出できない書類がある場合は随時相談ください。

- ①契約時点がわかるもの（例：契約書や支出負担行為決定決議書など）
- ②支出内容がわかるもの（例：納品書など）
- ③事業完了日がわかるもの（例：納品書など）

（令和3年6月30日 更新）